

『出雲崎町奨学金返還支援事業助成金制度』について（お知らせ）

平成 29 年 4 月より若者の定住促進を図るため、奨学金の貸与を受け大学・専門学校等に就学し、卒業後に当町に定住し、就職した方の奨学金の返還を支援しています。

★助成内容

最大 100 万円(20 万円×5 年間)

★助成金額 申請年度に返還した利息を含む奨学金の額、上限20万円

※申請年度において町内居住期間や勤労期間が 1 年に満たない場合は、その期間に応じての助成となります。

★助成期間 最長 5 年間

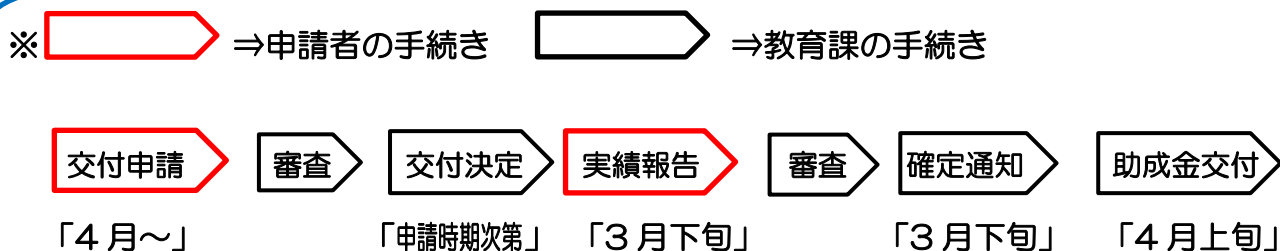
★対象者 次の要件をすべて満たす方

- ① 出雲崎町に住所を有する方（支援期間中に転入し、就職した方も対象となります。）
 - ② 奨学金の貸与を受け大学、大学院・短期大学、専修学校専門課程を卒業した方
 - ③ 大学・専門学校等卒業後、地元に就職した方※1で、申請年度の末日まで継続して勤務する方（国及び地方公共団体の正規職員は除く）
 - ④ 奨学金の返還を行っている方、又は交付申請年度内に奨学金の返還を開始する方
 - ⑤ 奨学金の返還に滞納がない方
 - ⑥ 町に納めるべき、町税・分担金・使用料に滞納がない方
- ※1 地元に就職した方とは、町内企業・自営及び通勤可能な町外企業に勤務している方
※助成期間は新規学卒者として就職した年の翌年度から連続した 5 年間となります。

★対象となる奨学金 （※返済期間が 10 年以上ある奨学金が対象です。）

- ①独立行政法人日本学生支援機構奨学金（第 1 種・第 2 種）
 - ②出雲崎町奨学金
 - ③その他町長が認める奨学金
- ※繰上げ償還した奨学金分は助成対象となりません。

★助成金の申請から交付までの流れ



※必要に応じて、 交付変更届 を届け出てください場合があります。

※助成期間は最長5年間ですが、申請手続きは年度ごとに必要になります。

★申請書類

- 1) 奨学金返還支援事業助成金交付（再交付）申請書「様式第1号」
- 2) 運転免許証等本人確認書類の写し
- 3) 卒業したことが確認できる書類の写し
- 4) 奨学金の貸与機関が発行する奨学金の借入総額及び奨学金の返還金額が確認できるもの
- 5) 勤務先が確認できる健康保険被保険者証又はこれに類する書類の写し（自営又は家業に就労して場合は法人の登記簿、定款又はこれに類する書類の写し

★申請方法

下記の申請先へ郵送または持参して下さい。

交付申請書等は、出雲崎町ホームページからダウンロードすることもできます。

★申請先・お問い合わせ先

出雲崎町教育委員会 教育課 庶務学校教育係

〒949-4342 新潟県三島郡出雲崎町大字米田281番地1

電話：0258-78-2250 fax 0258-78-4559